辯護側文書 一四・一〇一五

行政命令 第八三二号

ルーズベルト大統領署名

一九四一年（昭和十六年）七月二十六日附

（修正された）一九一七年（大正六年）十月六日附条例の第五部（b）（削除）

により附与された職をせられたる権限及びその他附与せられたる一切の権限に基づき、フランクリン・D・ルーズベルト合衆国大統領は

（修正された）一九四〇年（昭和十五年）四月十日附行政命令第八三八九号（修正）

に対し次に修正を加う。即ち行政命令第三部の小部門（J）の終にあるピリオドを セミコロンにかへ、その後に次の新小部門を加う。

（K）一九四一年（昭和十六年）六月十四日、支那及び日本。

フランクリン・D・ルーズベルト

二六七頁

「アメリカの対外関係」（日本）

一九三一年（昭和六年）―一九四一年（昭和十六年）第二巻

より抜萃